

協議第 9 号

調整番号 007-00 「消防本部・消防署の組織、事務分掌等」について

消防局(消防本部)の組織は、現在 3 消防本部で行っている本部部門を消防局に集約し、総務、警防、予防、及び指令の 4 部門を基本とした組織体制とする。消防署の組織は、3 署 2 分署 9 出張所とし、各署に庶務及び予防事務等を所管する消防課を置く。

事務分掌等は、現在の 3 消防本部の事務分掌を基本とし、広域化に伴う新たな事務事項を追加し、広域化時の組織・機構等を勘案し、事務分掌の見直しを実施する。なお、5 年ごとに、消防署所の配置、職員定数等と併せ検討する。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	007
決裁区分	協議会

調整番号	007-00	専門部会	総務	作業部会	総務	調整項目	消防本部・消防署の組織、事務分掌等
------	--------	------	----	------	----	------	-------------------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課		
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例</li> <li>柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部の組織に関する規則</li> <li>柏原羽曳野藤井寺消防組合消防署組織規程</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>富田林市消防本部および消防署の設置に関する条例</li> <li>富田林市消防本部の組織に関する規則</li> <li>富田林市消防署の組織に関する規程</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河内長野市消防本部及び消防署の設置に関する条例</li> <li>河内長野市消防本部の組織に関する規則</li> <li>河内長野市消防署の組織等に関する規程</li> </ul>
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>1本部1署2分署3出張所</li> <li>消防本部に総務課、予防課、警防課を置く</li> <li>消防署に消防課、警備第1課、警備第2課、指令第1課、指令第2課を置く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1本部1署4分署</li> <li>消防本部に消防総務課、予防課、警備救急課、指令課を置く。</li> <li>消防署に警防第1課、警防第2課を置く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1本部1署2出張所</li> <li>消防本部に消防総務課、予防課、警防課を置く。</li> <li>消防署に警備第1課、警備第2課、警備第3課を置く。</li> </ul>
課題	広域化により生み出した人員から、消防力強化の一つとして風水害や土砂災害に対応できる風水害高度救助機動部隊の創設、予防査察力強化として火災予防特別査察隊の創設にあたり、教育体制の確立及び運用方針の検討が必要。		
検討調整結果 (計画掲載分)	消防局(消防本部)の組織は、現在3消防本部で行っている本部部門を消防局に集約し、総務、警防、予防、及び指令の4部門を基本とした組織体制とする。消防署の組織は、3署2分署9出張所とし、各署に庶務及び予防事務等を所管する消防課を置く。  事務分掌等は、現在の3消防本部の事務分掌を基本とし、広域化に伴う新たな事務事項を追加し、広域化時の組織・機構等を勘案し、事務分掌の見直しを実施する。なお、5年ごとに、消防署所の配置、職員定数等と併せ検討する。		
広域化後の課題	なし		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			



協議第10号

調整番号008-00「消防本部の権限、決裁等」について

現在、消防事務における権限の多くが市長（管理者）及び消防長にあるが、広域化に伴い1本部3消防署体制となることから、住民サービスが低下することのないよう、本部権限の一部を各消防署に移管し事務が専決できる体制を構築する。

計画

大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	008
決裁区分	協議会

調整番号	008-00	専門部会	総務	作業部会	総務	調整項目	消防本部の権限、決裁等
------	--------	------	----	------	----	------	-------------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	消防総務課	消防総務課
根拠法令等	・柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部の組織に関する規則 ・柏原羽曳野藤井寺消防組合事務専決規程	・富田林市消防本部の組織に関する規則 ・富田林市消防事務専決及び代決規程	・河内長野市消防本部の組織に関する規則 ・河内長野市消防本部事務決裁規則
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例により、知事の権限に属する事務のうち産業保安行政事務の一部(火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)を市町村が処理することとされた事務や、消防法及び危険物の規制に関する政令に規定された市長の権限に属する事務については消防長が専決できる事項となっており、3消防本部とも権限の多くが本部に属している。		
課題	管轄面積が広域となるため、住民サービスが低下しないよう調整する必要がある。		
検討調整結果 (計画掲載分)	現在、消防事務における権限の多くが市長（管理者）及び消防長にあるが、広域化に伴い1本部3消防署体制となることから、住民サービスが低下することのないよう、本部権限の一部を各消防署に移管し事務が専決できる体制を構築する。		
広域化後の課題	なし。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			



協議第 1 1 号

調整番号 0 0 9 - 0 0 「議員定数」について

- ・ 組合議会の議員定数は、構成団体の民意を反映することが出来るよう 8 市町村から選出することとし、全国の消防組合の人口規模、構成団体数、議員定数等を勘案して、1 8 人とした。
- ・ 選出区分は、柏原市 3 人、羽曳野市 3 人、藤井寺市 3 人、富田林市 3 人、河内長野市 3 人、河南町 1 人、太子町 1 人、千早赤阪村 1 人とする。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	009
決裁区分	協議会

調整番号	009-00	専門部会	総務	作業部会	総務	調整項目	議員定数
------	--------	------	----	------	----	------	------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	消防総務課	消防総務課
根拠法令等	・地方自治法第91条 ・柏原羽曳野藤井寺消防組規約	・地方自治法第91条 ・富田林市議会議員定数条例	・地方自治法第91条 ・河内長野市議会議員定数条例
関係団体	-	-	-
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> その他
現状	地方自治法に基づき、柏原羽曳野藤井寺消防組規約により定数は、12名と規定されている。組合市の選出区分は、柏原市4人・羽曳野市4人・藤井寺市4人の計12人。	地方自治法に基づき、富田林市議会議員定数条例により定数は、18名と規定されている。令和4年6月1日現在18名が在籍されている。太子町、河南町、千早赤阪村については富田林市に消防事務を委託しており、組合議会の形態ではないため議員の選出等はない。	地方自治法に基づき、河内長野市議会議員定数条例により定数は、18名と規定されている。令和4年5月18日現在18名が在籍されている。
課題	議員定数については、協議する方法について検討する必要がある。		
検討調整結果 (計画掲載分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合議会の議員定数は、構成団体の民意を反映することが出来るよう8市町村から選出することとし、全国の消防組合の人口規模、構成団体数、議員定数等を勘案して、18人とした。</li> <li>・選出区分は、柏原市3人、羽曳野市3人、藤井寺市3人、富田林市3人、河内長野市3人、河南町1人、太子町1人、千早赤阪村1人とする。</li> </ul>		
広域化後の課題			
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			



協議第 1 2 号

調整番号 0 1 0 - 0 0 「議員選挙方法」について

選挙の方法は、構成市町村の議会において、その議会の議員の中から選挙する。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	010
決裁区分	協議会

調整番号	010-00	専門部会	総務	作業部会	総務	調整項目	議員選挙方法
------	--------	------	----	------	----	------	--------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	消防総務課	消防総務課
根拠法令等	・柏原羽曳野藤井寺消防組合規約	-	-
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> その他
現状	(議員の選挙) 組合議会の議員は、組合市の議会においてその議員の中からそれぞれ選挙する。 2 選挙を行うべき理由が生じたときは、組合の管理者は組合市の長に通知しなければならない。 3 第1項の選挙が終わったときは、組合市の長は直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。	-	-
課題	市町村によって選出時期が異なる。		
検討調整結果 (計画掲載分)	選挙の方法は、構成市町村の議会において、その議会の議員の中から選挙する。		
広域化後の課題	市町村によって選出時期、選出期間が異なるため調整が必要。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			



協議第13号

調整番号011-00「議会運営等」について

議会運営については、現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合議会の議会運営を基本とし、広域化後の消防組合議会において決定することが望ましいと考える。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	011
決裁区分	協議会

調整番号	011-00	専門部会	総務	作業部会	総務	調整項目	議会運営等
------	--------	------	----	------	----	------	-------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	消防総務課	消防総務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏原羽曳野藤井寺消防組合規約</li> <li>・柏原羽曳野藤井寺消防組合議会定例会条例</li> <li>・柏原羽曳野藤井寺消防組合議会常任委員会設置条例</li> <li>・柏原羽曳野藤井寺消防組合議会会議規則</li> </ul>	-	-
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> その他
現状	構成市から選出された議員により運営している。	-	-
課題	<p>柏原羽曳野藤井寺消防組合議会では常任委員会設置条例により、総務委員会及び警防委員会を設置しているが、委員会は近年開催されていないため必要かどうか検討が必要。</p> <p>現柏原羽曳野藤井寺消防組合の定例会条例では定例会の開催は毎年4回以内となっているが、明確に回数を定める必要があると考える。その際定例会を2回とし他は臨時会とするか、定例会を3回とするか検討が必要。</p> <p>定例会開催前に構成市代表者（各市2名）により事前に提出予定議案の確認をしている。今後構成団体が増加することから、定例会開催前に事前に調整を図るための「議会運営委員会」の設置が必要と考える。</p>		
検討調整結果 (計画掲載分)	議会運営については、現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合議会の議会運営を基本とし、広域化後の消防組合議会において決定することが望ましいと考える。		
広域化後の課題	市町村によって選出時期、選出期間が異なるため調整が必要。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			



協議第 1 4 号

調整番号 0 1 2 - 0 0 「監査委員」について

監査委員の定数は、地方自治法第 1 9 5 条の規定により 2 名とし、選出区分については、同法第 1 9 6 条の規定により「識見を有する者」及び「組合議員」からそれぞれ 1 名ずつとする。

なお、「識見を有する者」として選出される監査委員は、構成市町村の推薦によって選出し、「組合議員」として選出される監査委員は、組合議会議員の中から選出する。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	012
決裁区分	協議会

調整番号	012-00	専門部会	総務	作業部会	総務	調整項目	監査委員
------	--------	------	----	------	----	------	------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	消防総務課	消防総務課
根拠法令等	・地方自治法第195条、第196条 ・監査委員に関する条例 ・柏原羽曳野藤井寺消防組合監査委員事務規程	・地方自治法第195条、第196条 ・富田林市監査委員条例 ・富田林市監査委員事務局規則	・地方自治法第195条、第196条 ・河内長野市監査委員条例 ・河内長野市監査委員事務局規程
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> その他
現状	管理者が組合議会の同意を得て選任している。「識見を有する者」として選出する監査委員は、構成市の推薦によって選出している。	富田林市で直接実施している。	河内長野市で直接実施している。
課題	なし。		
検討調整結果 (計画掲載分)	監査委員の定数は、地方自治法第195条の規定により2名とし、選出区分については、同法第196条の規定により「識見を有する者」及び「組合議員」からそれぞれ1名ずつとする。 なお、「識見を有する者」として選出される監査委員は、構成市町村の推薦によって選出し、「組合議員」として選出される監査委員は、組合議会議員の中から選出する。		
広域化後の課題	なし。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考	(報酬) 識見を有する委員 月額 10,000円 議会選出委員 月額 2,000円		

協議調整状況	作業部会 令和4年9月26日(済)	→	専門部会 令和4年11月1日(済)	→	幹事会 令和5年1月30日(済)	→	協議会	→	決定日
	指示事項								

協議第15号

調整番号013-00「公平委員会」について

地方公務員法第9条の2第1項の規定により定数を3名とし、構成市町村へ  
推薦を依頼する。

計画

大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	013
決裁区分	協議会

調整番号	013-00	専門部会	総務	作業部会	総務	調整項目	公平委員会
------	--------	------	----	------	----	------	-------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	消防総務課	消防総務課
根拠法令等	・地方公務員法第7条、第9条 ・公平委員会設置条例 ・柏原羽曳野藤井寺消防組合公平委員会に関する規則	・地方公務員法第7条、第9条 ・富田林市公平委員会設置条例 ・南河内広域公平委員会議事規則 ・南河内広域公平委員会事務職員処務規程 ・南河内広域公平委員会規則で定める様式における敬称の表示を改める規則	・地方公務員法第7条、第9条 ・河内長野市公平委員会設置条例
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> その他
現状	構成3市からの推薦により選任している。取り決めにより各市の公平委員会委員長を推薦している。	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村の6市町村により構成される「南河内広域公平委員会」を共同設置している。	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村の6市町村により構成される「南河内広域公平委員会」を共同設置している。
課題	なし。		
検討調整結果 (計画掲載分)	地方公務員法第9条の2第1項の規定により定数を3名とし、構成市町村へ推薦を依頼する。		
広域化後の課題	構成市町村からの推薦方法。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考	(報酬) 年額 8,000円		

協議調整状況	作業部会 令和4年9月26日(済)	→	専門部会 令和4年11月1日(済)	→	幹事会 令和5年1月30日(済)	→	協議会	→	決定日
	指示事項								

協議第16号

調整番号014-00「任用、人事等」について

現在の富田林市消防本部及び河内長野市消防本部の職員は、一旦退職手続のうえ、新組織の職員として任用する。

なお、勤務継続年数等については、新組織に引き継ぐものとする。

広域化時点ですでに消防職員であった者は現行消防力を維持するため、消防局勤務となる消防職員を除き、消防署に勤務する消防職員は、当該消防署に勤務することを基本とする。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	014
決裁区分	協議会

調整番号	014-00	専門部会	総務	作業部会	人事	調整項目	任用、人事等
------	--------	------	----	------	----	------	--------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	財政課・消防総務課	総合政策部人事課・消防総務課
根拠法令等	・地方公務員法第15条 ・消防組織法第11条～第15条	・地方公務員法第15条 ・消防組織法第11条～第15条	・地方公務員法第15条 ・消防組織法第11条～第15条
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。	消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。	消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。
課題	身分の切り替えに際しては、職員に不安を与えないように、その心情に十分配慮し 各職員には予め諸条件を明示しておく。		
検討調整結果 (計画掲載分)	現在の富田林市消防本部及び河内長野市消防本部の職員は、一旦退職手続のうえ、新組織の職員として任用する。 なお、勤務継続年数等については、新組織に引き継ぐものとする。 広域化時点ですでに消防職員であった者は現行消防力を維持するため、消防局勤務となる消防職員を除き、消防署に勤務する消防職員は、当該消防署に勤務することを基本とする。		
広域化後の課題	広域化後は、人事ローテーションも必要となることから、地水利に不案内な職員が配置されることが予想されるため、事前研修などが必要である。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考	任用に際しては、地方公務員法の定めに基づき採用するものとする。		

協議調整状況	作業部会 令和4年9月1日（済）	→	専門部会 令和4年10月13日（済）	→	幹事会 令和5年1月30日（済）	→	協議会	→	決定日
	指示事項								

協議第 17 号

調整番号 015-00 「給料等」について

使用する給料表は、現在 3 消防本部が使用する行政職給料表（一）で 8 級制とする。

広域化時の給料は、広域化直前に支給されている各職員の級号給とし、現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合給与制度の適用を基本とする。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	015
決裁区分	協議会

調整番号	015-00	専門部会	総務	作業部会	人事	調整項目	給料等
------	--------	------	----	------	----	------	-----

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	市長公室人事課	総合政策部人事課
根拠法令等	・職員の給与に関する条例 ・職員の給与に関する条例施行規則	・職員の給与に関する条例 ・職員の給与に関する条例施行規則	・職員の給与に関する条例 ・職員の給与に関する条例施行規則
令和4年度予算 (千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	給料表は、行政職給料表（一）8級制（管理市の柏原市に準拠）	給料表は行政職給料表（一）8級制	給料表は、行政職給料表（一）8級制
課題	3消防本部の職員給与については、給料表の運用及び昇任昇格の基準等が異なるため調整が必要。		
検討調整結果 (計画掲載分)	使用する給料表は、現在3消防本部が使用する行政職給料表（一）で8級制とする。 広域化時の給料は、広域化直前に支給されている各職員の級号給とし、現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合給与制度の適用を基本とする。		
広域化後の課題	給与条例は管理者の属する市町村に準ずることを基本とするが、昭和26年国家消防庁管理局長通知に基づく公安職給料表の導入については今後の検討課題とする。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			

協議調整状況	作業部会 令和4年9月1日（済）	→	専門部会 令和4年10月13日（済）	→	幹事会 令和5年1月30日（済）	→	協議会	→	決定日
	指示事項								

協議第18号

調整番号016-00「諸手当等」について

広域化後は、それぞれの消防本部の職員が同じ職場で同じ職務に従事するため、広域化後の諸手当は同一の支給額（率）として、現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の制度に基づき決定する。

現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の制度に統一する手当は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当 及び特殊勤務手当とし、地域手当については、経過措置を設けるなど広域化までに調整する。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	016
決裁区分	協議会

調整番号	016-00	専門部会	総務	作業部会	人事	調整項目	諸手当等
------	--------	------	----	------	----	------	------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	市長公室人事課	総合政策部人事課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の給与に関する条例</li> <li>・職員の給与の特例に関する条例</li> <li>・職員の給料月額の特例に関する条例</li> <li>・職員の給与に関する条例施行規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職の職員の給与に関する条例</li> <li>・一般職の職員の給与に関する条例施行規則</li> <li>・一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職の職員の給与に関する条例</li> <li>・一般職の職員の給与に関する条例施行規則</li> <li>・河内長野市職員の特殊勤務手当条例</li> </ul>
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	管理市の柏原市の手当に準拠しているもののほか、消防作業従事手当などの消防独自の特殊勤務手当がある。	富田林市の手当のとおり	河内長野市の手当のとおり
課題	3消防本部の諸手当については、給料表の運用、各種手当及び昇任昇格の基準等が異なるため調整が必要。		
検討調整結果 (計画掲載分)	<p>広域化後は、それぞれの消防本部の職員が同じ職場で同じ職務に従事するため、広域化後の諸手当は同一の支給額（率）として、現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の制度に基づき決定する。</p> <p>現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の制度に統一する手当は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当とし、地域手当については、経過措置を設けるなど広域化までに調整する。</p>		
広域化後の課題	適切な手当支給となっているか検証していく必要がある。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			

協議調整状況	作業部会 令和4年9月1日（済）	→	専門部会 令和4年10月13日（済）	→	幹事会 令和5年1月30日（済）	→	協議会	→	決定日
	指示事項								

協議第19号

調整番号017-00「財産の取扱い」について

原則、土地、建物及び資機材については新組織に「無償譲渡」する。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	017
決裁区分	協議会

調整番号	017-00	専門部会	財政	作業部会	財政	調整項目	財産の取扱い
------	--------	------	----	------	----	------	--------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	行政管理課・消防総務課	消防総務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法</li> <li>・柏原羽曳野藤井寺消防組合財務規則</li> <li>・財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例</li> <li>・太子町・富田林市消防事務の委託に関する覚書</li> <li>・千早赤阪村・富田林市消防事務の委託に関する覚書</li> <li>・河南町・富田林市消防事務の委託に関する付属協定書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法</li> <li>・河内長野市公有財産規則</li> </ul>
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> その他
現状	柏原羽曳野藤井寺消防組合の土地、庁舎、車両及び資機材はすべて柏原羽曳野藤井寺消防組合が所有している。	富田林市消防本部の土地、庁舎、車両及び資機材はすべて富田林市が所有している。太子町、河南町及び千早赤阪村が所有している土地、庁舎、車両及び資機材は富田林市に無償で貸与している。	河内長野市消防本部の土地、庁舎、車両及び資機材はすべて河内長野市が所有している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富田林市、河内長野市、太子町、河南町及び千早赤阪村の土地を新組織に無償譲渡または無償貸与する検討が必要</li> <li>・無償貸与となった場合、柏原羽曳野藤井寺消防組合の土地の取扱いについて検討が必要</li> <li>・消防庁舎の一部を市の執務室等で使用する場合の取り決めなど検討が必要</li> </ul>		
検討調整結果 (計画掲載分)	原則、土地、建物及び資機材については新組織に「無償譲渡」する。		
広域化後の課題			
調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			

協議調整状況	作業部会	→	専門部会	→	幹事会	→	協議会	→	決定日
	-		令和4年12月19日(済)		令和5年1月30日(済)				
指示事項									

協議第20号

調整番号018-00「債務の取扱い」について

原則、債務は新組織に引き継ぐ。

ただし、引き継ぎできない債務については、新組織が負担金等により該当市町村に支払う。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	018
決裁区分	協議会

調整番号	018-00	専門部会	財政	作業部会	財政	調整項目	債務の取扱い
------	--------	------	----	------	----	------	--------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課・企画財政係	財政課	消防総務課
根拠法令等	・地方自治法 ・柏原羽曳野藤井寺消防組合財務規則	・地方自治法 ・富田林市公有財産規則	・地方自治法 ・河内長野市公有財産規則
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	・令和3年度末現在高見込額 992,015（千円） ・地方債の元利償還金に対する負担割合について、発行年度固定ではなく、毎年変動する方式で行っている。	・令和3年度末現在高見込額 620,792（千円）	・令和3年度末現在高見込額 1,164,130（千円）
課題	債務を新組織に引き継ぐ場合、すべての債務について引き継ぎの可否を確認し、引き継ぎできない場合には調整が必要となる。		
検討調整結果 (計画掲載分)	原則、債務は新組織に引き継ぐ。 ただし、引き継ぎできない債務については、新組織が負担金等により該当市町村に支払う。		
広域化後の課題			
調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			

協議調整状況	作業部会	→	専門部会	→	幹事会	→	協議会	→	決定日
	-		令和4年11月2日(済)		令和5年1月30日(済)				
指示事項									

協議第21号

調整番号019-00「署所配置」について

広域化時の消防署所の配置（位置）は現行のままとする。

ただし、各市町村の人口推移や気候変動に伴う自然災害の頻発化、激甚化、さらに新型コロナウイルスが全国的に蔓延したような著しい社会環境の変化に伴う消防需要に十分配慮し、5年ごとに、消防本部及び消防署の組織、職員定数等と併せ検討する。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	019
決裁区分	協議会

調整番号	019-00	専門部会	総務	作業部会	警防	調整項目	署所配置
------	--------	------	----	------	----	------	------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	消防総務課	消防総務課
根拠法令等	・柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例	・富田林市消防本部および消防署の設置に関する条例	・河内長野市消防本部及び消防署の設置に関する条例
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	1 署 2 分署 3 出張所 ○消防署 「柏原羽曳野藤井寺消防組合消防署」 藤井寺市青山3丁目613番地の8 ○分署 「藤井寺分署」 藤井寺市国府1丁目1番8号 「柏原分署」 柏原市河原町1番90号 ○出張所 「国分出張所」 柏原市国分本町2丁目5番5号 「羽曳野出張所」 羽曳野市羽曳が丘4丁目14番18号 「高鷲出張所」 羽曳野市島泉8丁目8番2号	1 署 4 分署 ○消防署 「富田林市消防署」 富田林市甲田一丁目7番1号 ○分署 「金剛分署」 富田林市高辺台二丁目1番1号 「太子分署」 南河内郡太子町大字山田88番地 「河南分署」 南河内郡河南町大字白木1279番地の1 「千早赤阪分署」 南河内郡千早赤阪村大字東阪77番地の1	1 署 2 出張所 ○消防署 「河内長野市消防署」 河内長野市小山田町1663番地の1 ○出張所 「北出張所」 河内長野市木戸一丁目23番5号 「南出張所」 河内長野市南花台八丁目4番3号
課題	8市町村どの地域においても現行消防力から低下することがないように消防署所の配置を検討する。		
検討調整結果 (計画掲載分)	広域化時の消防署所の配置（位置）は現行のままとする。 ただし、各市町村の人口推移や気候変動に伴う自然災害の頻発化、激甚化、さらに新型コロナウイルスが全国的に蔓延したような著しい社会環境の変化に伴う消防需要に十分配慮し、5年ごとに、消防本部及び消防署の組織、職員定数等と併せ検討する。		
広域化後の課題	なし。		
調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			



協議第22号

調整番号021-00「部隊運用等」について

部隊運用は、初動時の部隊投入、待機部隊の確保及び出動区域を考慮した上で調整する。

効果的で迅速な消防活動を行うためには、現場到着所要時間の短縮を図るとともに、災害の規模に応じた部隊の投入と二次的災害に対応できるよう出動状況に応じた待機部隊を確保する。

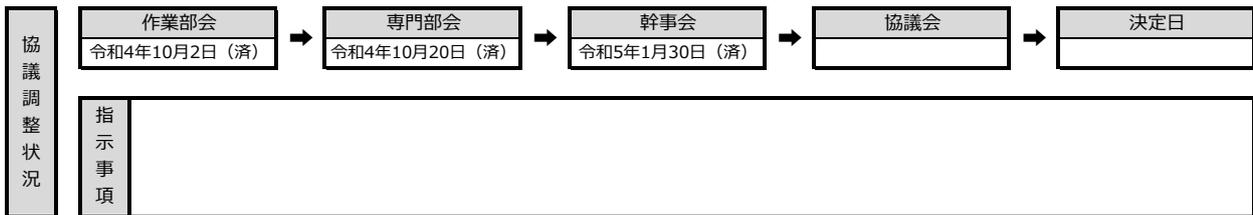
**計画**

**大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）**

項目番号	021
決裁区分	協議会

調整番号	021-00	専門部会	消防	作業部会	警防	調整項目	部隊運用等
------	--------	------	----	------	----	------	-------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	警防課	警備救急課	警防課
根拠法令等	柏原羽曳野藤井寺消防組合警防規程	富田林市消防本部警防規程	河内長野市消防本部警防規程
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	建物火災 第一出場 消防ポンプ自動車 6台 指揮車 1台 救助工作車 2台 救急車 1台  第二出場 消防ポンプ自動車 2台  第三出場 消防ポンプ自動車 2台	建物火災 第一出場 消防ポンプ自動車 4台 指揮車 1台 救助工作車 1台 救急車 1台  第二出場以降 残りの車両状況から決定する。	建物火災 第一出場 消防ポンプ自動車 3台 指揮車 1台 救助工作車 1台 救急車 1台  第二出場以降 消防ポンプ自動車 2台  第三出場 消防ポンプ自動車 1台
課題	火災防ぎよ活動をはじめ、各種活動方針等が異なるため、基準を統一する必要がある。		
検討調整結果 (計画掲載分)	部隊運用は、初動時の部隊投入、待機部隊の確保及び出動区域を考慮した上で調整する。 効果的で迅速な消防活動を行うためには、現場到着所要時間の短縮を図るとともに、災害の規模に応じた部隊の投入と二次的災害に対応できるよう出動状況に応じた待機部隊を確保する。		
広域化後の課題	なし		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			



協議第23号

調整番号022-00「通信施設」について

広域化後の指令センターは、柏原羽曳野藤井寺消防組合の指令センターを改修し使用する。

柏原羽曳野藤井寺消防組合の指令センターを広域運用に対応できるよう改修及び長寿命化することで、指令員や業務運営の効率化及び改修費用の削減を図る。また、富田林市消防本部・河内長野市消防本部のデジタル無線機器も同様に改修し、運用方法等についても統一する。

なお、富田林市消防本部・河内長野市消防本部が運用している設備（ネットワーク機器・大阪府防災行政無線設備・大阪府医療情報システム）についても、柏原羽曳野藤井寺消防組合の設備に統合し、より一層の事務事業の効率化・高度化を図って行くこととする。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	022
決裁区分	協議会

調整番号	022-00	専門部会	消防	作業部会	指令	調整項目	通信施設
------	--------	------	----	------	----	------	------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	指令課	警防課・指令管制室
根拠法令等	・柏原羽曳野藤井寺消防組合警防規程 ・柏原羽曳野藤井寺消防組合消防無線局管理規程 ・柏原羽曳野藤井寺消防組合指令管制業務要綱	・富田林市消防警防規程 ・富田林市消防本部通信指令設備運用規定 ・富田林市消防本部通信指令施設における個人情報の取扱いに関する規定 ・富田林市消防本部消防行政無線局管理規定	・河内長野市消防警防規程 ・河内長野市防災行政無線局管理運用規程 ・河内長野市消防指令管制業務規程
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	・指令システム 平成30年度に整備（719,433千円） ・消防救急デジタル無線 平成26年度に整備（405,000千円） 令和4-5年度に、消防救急デジタル無線・指令システム等の主要機器の更新時期（パソコンやサーバ等の通信機器）であった。  ・指令センターの運用 2部制の勤務サイクルで、1課9名配置、最低人員5名の勤務体制で運用している。交代制勤務者 18名(1課9名)配置。うち、再任用勤務者(4/5) 1名配置。なお、深夜帯の勤務は、指令員と署からの補助員 2名での勤務している。	・指令システム 平成27年度に整備（365,400千円） ・消防救急デジタル無線 平成26年度に整備（227,850千円） 令和2年度に指令台の中間更新時期であった。  ・指令センターの運用 2部制の勤務サイクルで、1課5名配置、最低人員3名の勤務体制で運用している。交代制勤務者 10名(1課5名)配置。うち、任用勤務者(5/5)1名配置。なお、17時30分から翌7時迄の勤務は、指令員1名と消防隊からの補助員2名の計3名での勤務している。課長は日勤で、理事兼署長が兼務。	・指令システム 平成26年度に整備（303,510千円） ・消防救急デジタル無線 平成27年度に整備（199,800千円） 指令システムは令和6年度に更新の予定で、消防救急デジタル無線は未定となっていた。  ・指令センターの運用 3部制の勤務サイクルで、指令員は警防課に属しており、1係2名配置の勤務体制で運用している。警防課は全13名、うち2名再任用短時間勤務職員で、指令員（交代制勤務者）は6名（1課2名×3課）配置である。指令員に研修や休暇等で欠員が出た場合、警防課員により補充される。深夜帯の勤務は、指令員と警備課員（消防隊または救助隊）の2名もしくは警備課員（消防隊または救助隊）2名での勤務体制である。
課題	消防救急デジタル無線は、柏原羽曳野藤井寺消防組合が富士通JAPAN株式会社、富田林市消防本部が富士通ゼネラル株式会社、河内長野市消防本部が沖電気工業株式会社と保守契約している。異なる製造販売者のシステム間では相互接続が困難であり、業者間での指令台との接続については、共通インターフェイスやゲートウェイ装置の別発注が必要となり、整備費用が高額になる。		
検討調整結果 (計画掲載分)	広域化後の指令センターは、柏原羽曳野藤井寺消防組合の指令センターを改修し使用する。 柏原羽曳野藤井寺消防組合の指令センターを広域運用に対応できるよう改修及び長寿命化することで、指令員や業務運営の効率化及び改修費用の削減を図る。また、富田林市消防本部・河内長野市消防本部のデジタル無線機器も同様に改修し、運用方法等についても統一する。 なお、富田林市消防本部・河内長野市消防本部が運用している設備（ネットワーク機器・大阪府防災行政無線設備・大阪府医療情報システム）についても、柏原羽曳野藤井寺消防組合の設備に統合し、より一層の事務事業の効率化・高度化を図って行くこととする。		
広域化後の課題	なし		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			

協議調整状況	作業部会 令和4年7月28日(済)	→	専門部会 令和4年10月20日(済)	→	幹事会 令和5年1月30日(済)	→	協議会	→	決定日
	指示事項								

協議第24号

調整番号023-00「勤務形態及び勤務時間」について

現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の制度に基づき、決定する。なお、勤務形態及び時間は次のとおりとする。

(1)勤務形態 毎日勤務者及び交替制勤務者（2部制）とする。

(2)勤務時間 ア 毎日勤務の勤務時間は、1日につき7時間45分（1週間あたり38時間45分）とする。

なお、休憩時間は45分とし、始業時間は午前8時45分、終業時間は午後5時15分とする。

イ 交替制勤務の勤務時間は、1回の勤務あたり15時間30分とし、始業時間は午前8時45分、終業時間は翌午前8時45分とする。（4週間を超えない範囲内の期間につき、1週間あたり38時間45分、4週間につき、8日の週休日）

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書 (案)

項目番号	023
決裁区分	協議会

調整番号	023-00	専門部会	総務	作業部会	人事	調整項目	勤務形態及び勤務時間
------	--------	------	----	------	----	------	------------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	消防総務課	消防総務課
根拠法令等	・職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ・職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則 ・職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の特例を定める条例 ・柏原羽曳野藤井寺消防組合処務規程	・富田林市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 ・富田林市職員の勤務時間、休憩時間等に関する規則 ・富田林市職員の休暇に関する規則 ・富田林市市消防交替制勤務職員の勤務時間等に関する規程	・河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 ・河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 ・河内長野市消防交替制勤務職員の勤務時間等に関する規程
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	(1)勤務形態 毎日勤務者及び交替制勤務者 (2部制) (2)勤務時間 毎日勤務者の勤務時間は、1日につき7時間45分 (1週間あたり38時間45分) なお、休憩時間は45分とし、始業時間は午前8時45分、終業時間は午後5時15分 交替制勤務の勤務時間は、1回の勤務あたり15時間30分とし、始業時間は午前8時45分、終業時間は翌午前8時45分 (4週間を超えない範囲内の期間につき、1週間あたり38時間45分、4週間につき、8日の週休日)	(1)勤務形態 毎日勤務者及び交替制勤務者 (2部制) (2)勤務時間 毎日勤務者の勤務時間は、1日につき7時間45分 (1週間あたり38時間45分) なお、休憩時間は45分とし、始業時間は午前9時00分、終業時間は午後5時30分 交替制勤務の勤務時間は、1回の勤務あたり15時間30分とし、始業時間は午前9時00分、終業時間は翌午前9時00分 (4週間を超えない範囲内の期間につき、1週間あたり38時間45分、4週間につき、8日の週休日)	(1)勤務形態 毎日勤務者及び交替制勤務者 (3部制) (2)勤務時間 毎日勤務者の勤務時間は、1日につき7時間45分 (1週間あたり38時間45分) なお、休憩時間は45分とし、始業時間は午前9時00分、終業時間は午後5時30分 交替制勤務の勤務時間は、1回の勤務あたり15時間30分とし、始業時間は午前8時45分、終業時間は翌午前9時00分 (4週間を超えない範囲内の期間につき、1週間あたり38時間45分、4週間につき、8日の週休日)
課題	3 消防本部の始業時間に違いがあるため、生活スタイルが変わる可能性がある。		
検討調整結果 (計画掲載分)	現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の制度に基づき、決定する。なお、勤務形態及び時間は次のとおりとする。 (1)勤務形態 毎日勤務者及び交替制勤務者 (2部制) とする。 (2)勤務時間 ア 毎日勤務の勤務時間は、1日につき7時間45分 (1週間あたり38時間45分) とする。 なお、休憩時間は45分とし、始業時間は午前8時45分、終業時間は午後5時15分とする。 イ 交替制勤務の勤務時間は、1回の勤務あたり15時間30分とし、始業時間は午前8時45分、終業時間は翌午前8時45分 とする。(4週間を超えない範囲内の期間につき、1週間あたり38時間45分、4週間につき、8日の週休日)		
広域化後の課題	なし。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			



協議第25号

調整番号024-00「職員定数」について

3消防本部管轄地域の人口や消防署所、車両台数などを基礎として、国の示す「消防力の整備指針」により、広域再編後の組織の目標とすべき、職員数を算定すると681人となる。

現行3消防本部の消防職員定数の合計は556人であり、国の定める水準より低い状況にあるが、3消防本部が広域再編することで、消防力の強化が図られ、その不足分を大きく改善できることから、広域化前の消防本部の条例定数の和（556人）をもって広域化後の条例定数とする。なお、5年ごとに、消防本部及び消防署の組織、消防署所の配置等と併せ検討する。

計画

大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	024
決裁区分	協議会

調整番号	024-00	専門部会	総務	作業部会	人事	調整項目	職員定数
------	--------	------	----	------	----	------	------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	消防総務課・人事課	消防総務課・人事課
根拠法令等	・柏原羽曳野藤井寺消防組合の職員定数条例	・富田林市職員定数条例	・河内長野市職員定数条例
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	職員の定数は、265人とする。  職員のうち、次に掲げるものは定数外とする。 (1)初任教育期間（初任教育入校日の属する月の初日から修業日の属する月の末日までの期間をいう。）中の職員 (2)構成市との協定に基づき派遣される職員	職員の定数は、171人とする。	職員の定数は、120人とする。
課題	広域化は消防力を強化することを目的とするものであり、人員、機械器具等、バランスの良い体制づくりが必要である。		
検討調整結果 (計画掲載分)	3消防本部管轄地域の人口や消防署所、車両台数などを基礎として、国の示す「消防力の整備指針」により、広域再編後の組織の目標とすべき、職員数を算定すると681人となる。  現行3消防本部の消防職員定数の合計は556人であり、国の定める水準より低い状況にあるが、3消防本部が広域再編することで、消防力の強化が図られ、その不足分を大きく改善できることから、広域化前の消防本部の条例定数の和（556人）をもって広域化後の条例定数とする。なお、5年ごとに、消防本部及び消防署の組織、消防署所の配置等と併せ検討する。		
広域化後の課題	なし。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			

協議調整状況	作業部会 令和4年6月17日(済)	→	専門部会 令和4年11月1日(済)	→	幹事会 令和5年1月30日(済)	→	協議会	→	決定日
	指示事項								

協議第26号

調整番号025-00「採用計画」について

現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の制度の適用を基本として職員の採用計画を策定する。

なお、広域化当初の当面の採用計画については、広域化前に策定する。

採用計画は、消防本部・消防署所の組織、消防署所の配置及び職員定数等を勘案し、毎年見直すものとする。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	025
決裁区分	協議会

調整番号	025-00	専門部会	総務	作業部会	人事	調整項目	採用計画
------	--------	------	----	------	----	------	------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	市長公室人事課	総合政策部人事課
根拠法令等	・柏原羽曳野藤井寺消防組合職員採用規程 ・柏原羽曳野藤井寺消防組合の職員定数条例	・富田林市職員採用規程 ・職員採用選考委員会規程 ・富田林市職員定数条例	・河内長野市職員採用試験等委員会設置規程 ・河内長野市職員の再任用に関する条例 ・河内長野市再任用職員の採用等に関する要綱 ・河内長野市職員定数条例
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	中長期的な採用計画では、定年退職者全員が条例定数に含まれる再任用フルタイム職員と見込んで計画を立てているが、退職数年前から再任用就職希望調査を実施し、翌々年度退職にあたる職員に対し、最終の再任用就職希望調査を実施の上、採用計画を修正している。	再任用職員もすべて条例定数に含まれることから、退職数年前から再任用意向調査を実施し、順次採用計画を修正している。	再任用職員（フルタイム勤務）は、条例定数に含まれている。退職数年前から再任用意向調査を実施し、採用計画を修正している。
課題	定年延長制度の導入が決定し、新規採用抑制が予想されることを見据えた採用計画を立てていく必要がある。		
検討調整結果 (計画掲載分)	現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の制度の適用を基本として職員の採用計画を策定する。 なお、広域化当初の当面の採用計画については、広域化前に策定する。 採用計画は、消防本部・消防署所の組織、消防署所の配置及び職員定数等を勘案し、毎年見直すものとする。		
広域化後の課題	消防需要に応じた、適正な消防体制を維持するための人員の確保。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			

協議調整状況	作業部会 令和4年9月1日（済）	→	専門部会 令和4年10月13日（済）	→	幹事会 令和5年1月30日（済）	→	協議会	→	決定日
	指示事項								

協議第27号

調整番号027-00「職名及び階級」について

職名と階級については、広域化後組織の規模を勘案して、現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の職名と階級を基本とするが、特に調整の必要があると認められる場合は別途調整する。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	027
決裁区分	協議会

調整番号	027-00	専門部会	総務	作業部会	人事	調整項目	職名及び階級
------	--------	------	----	------	----	------	--------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	市長公室人事課	総合政策部人事課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令</li> <li>消防吏員の階級の基準</li> <li>柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部の組織に関する規則</li> <li>柏原羽曳野藤井寺消防組合消防署組織規程</li> <li>柏原羽曳野藤井寺消防組合消防吏員の階級等に関する規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令</li> <li>消防吏員の階級の基準</li> <li>富田林市消防本部の組織に関する規則</li> <li>富田林市消防署の組織に関する規程</li> <li>富田林市消防長及び消防署長の資格を定める条例</li> <li>富田林市消防職員の階級並びに名称に関する規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令</li> <li>消防吏員の階級の基準</li> <li>河内長野市消防本部の組織に関する規則</li> <li>河内長野市消防署の組織等に関する規程</li> <li>河内長野市消防長及び消防署長の資格を定める条例</li> <li>河内長野市消防職員の階級並びに名称に関する規則</li> </ul>
令和4年度予算(千円)	—	—	—
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防長の階級は消防正監</li> <li>理事及び副理事の階級は消防監</li> <li>次長の階級は消防監</li> <li>課長の階級は消防司令長</li> <li>参事の階級は消防司令長又は消防司令</li> <li>課長補佐の階級は消防司令</li> <li>主幹の階級は消防司令</li> <li>係長の階級は消防司令補</li> <li>主査及び主任の階級は消防司令補</li> <li>主務の階級は消防士長、消防副士長又は消防士</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防長の階級は消防監</li> <li>理事、署長、次長、次長代理、副署長及び課長の階級は消防司令長</li> <li>分署長、参事、課長代理及び分署長代理の階級は消防司令</li> <li>主幹及び係長の階級は消防司令補</li> <li>主任の階級は消防司令補又は消防士長</li> <li>副主任の階級は消防士長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防長の階級は消防監</li> <li>理事の階級は消防監又は消防司令長</li> <li>副理事及び署長は消防司令長</li> <li>課長の階級は消防司令長又は消防司令</li> <li>参事、課長補佐及び主幹の階級は消防司令</li> <li>係長及び主査の階級は消防司令補又は消防士長</li> <li>副主査の階級は消防士長又は消防副士長</li> </ul>
課題	3消防本部の職員は、それぞれの昇任制度で職名及び階級が付与されているため、階級到達や経験年数において、不均衡が生じている。		
検討調整結果 (計画掲載分)	職名と階級については、広域化後組織の規模を勘案して、現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の職名と階級を基本とするが、特に調整の必要があると認められる場合は別途調整する。		
広域化後の課題	組織体制等の見直しに併せて、職名と階級の整合性を図る必要がある。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			



協議第28号

調整番号028-00「教育訓練・研修等」について

現在、3消防本部が行っている教育訓練・研修を基本とし、広域化後の組織規模に応じて統合して実施する。

- 派遣（総務省消防庁、大阪府、政令市、構成市等）
- 教育（消防大学校、府立消防学校、大阪市及び堺市受託研修、救命士養成所等）
- その他、業務に必要な研修、講習の受講、資格取得等への派遣

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	028
決裁区分	協議会

調整番号	028-00	専門部会	総務	作業部会	人事	調整項目	教育訓練・研修等
------	--------	------	----	------	----	------	----------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	市長公室人事課	総合政策部人事課
根拠法令等	・柏原羽曳野藤井寺消防組合委員会要綱 ・要綱・要領指針・通知等 第5章 教養、研修、訓練	・富田林市職員研修規程	・職員教養計画
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	○派遣 ・大阪府派遣 (消防保安課、府立消防学校) ・構成市派遣 (危機管理室、財政課、契約検査課) ○教育 ・消防大学校 ・府立消防学校(各種専科、研修) ・大阪市受託研修 ○その他、業務に必要な研修、講習の受講、資格取得への派遣  人事異動若しくは派遣選考委員会にて選考	○派遣 ・大阪府派遣 (災害対策課、医療対策課、府立消防学校) ・市長部局派遣 (危機管理室) ○教育 ・消防大学校 ・府立消防学校(各種専科、研修) ・大阪市受託研修 ・堺市受託研修 ○その他、業務に必要な研修、講習の受講、資格取得への派遣	○派遣 ・総務省消防庁、日本消防協会 ・大阪府派遣 (府立消防学校) ・構成市派遣 (危機管理室) ・政令指定都市派遣 (横浜市消防局) ○教育 ・消防大学校 ・府立消防学校(各種専科、研修) ・大阪市受託研修 ・堺市受託研修 ○その他、業務に必要な研修、講習の受講、資格取得への派遣  自己申告制度を活用
課題	組織、部隊の高度化及び専門化に対応できる職員を養成するため、効果的な研修を行う必要がある。		
検討調整結果 (計画掲載分)	現在、3消防本部が行っている教育訓練・研修を基本とし、広域化後の組織規模に応じて統合して実施する。 ○派遣(総務省消防庁、大阪府、政令市、構成市等) ○教育(消防大学校、府立消防学校、大阪市及び堺市受託研修、救命士養成所等) ○その他、業務に必要な研修、講習の受講、資格取得等への派遣		
広域化後の課題	より高度な知識、技能等の習得による職員の高度化及び専門化が必須となってくることから、広域化後に研修計画を策定し効果的な職員研修が必要。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			

協議調整状況	作業部会 令和4年9月1日(済)	→	専門部会 令和4年10月13日(済)	→	幹事会 令和5年1月30日(済)	→	協議会	→	決定日
	指示事項								

協議第29号

調整番号029-00「貸与物品等」について

貸与物品については、統一を図ることとする。なお、広域化前に貸与されていた物品で広域化後も引き続き使用可能なものについては、一定の猶予期間を設けて引き続き使用できることとし、順次統一を図る。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	029
決裁区分	協議会

調整番号	029-00	専門部会	消防	作業部会	総務	調整項目	貸与物品等
------	--------	------	----	------	----	------	-------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	消防総務課	消防総務課
根拠法令等	・柏原羽曳野藤井寺消防組合消防吏員被服貸与規程 ・柏原羽曳野藤井寺消防組合消防吏員被服貸与規程運用要綱	・富田林市消防職員被服貸与規則 ・富田林市消防職員被服貸与事務処理要領	・河内長野市消防職員被服貸与規則
令和4年度予算(千円)	9,620,000	3,278,000	3,100,000
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	以前は貸与物品各々に使用年数を定めて、その年数を経過すると新品と交換のうえ貸与していた。 個人によって消耗割合に差があるところから点数制による貸与方法を府下でも早く導入し現在に至る。 点数制を採用しており、予算計上しているが、職員数は正職のみのため再任用職員を含めると職員一人当たりの点数は少なくなる。新規採用者は別枠で計上しており採用予定人数となっている。 被服ではないが、現場外套、ヘルメット、長靴については毎年同数でその中に新規採用者も含んでいる。	採用後2年を経過した職員には、貸与品の損傷の程度を考慮し、各自職務内容に応じた持点の範囲内において選択させて貸与する「点数制被服貸与制度」を採用している。	点数制を採用しており、予算計上している。 再任用職員は、点数配分ないため、その都度対応している。新規採用者は別枠で計上しており採用予定人数となっている。 旧デザインの活動服等については、使用可能なものが多いため、当面の間併用している。 現場外套については、個々の劣化度を考慮して順次更新するため、毎年一定数を購入している。
課題	被服の統一を単年度で行う場合は業者が対応できないため、複数年かけて統一する必要がある。		
検討調整結果 (計画掲載分)	貸与物品については、統一を図ることとする。なお、広域化前に貸与されていた物品で広域化後も引き続き使用可能なものについては、一定の猶予期間を設けて引き続き使用できることとし、順次統一を図る。		
広域化後の課題	なし。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			

協議調整状況	作業部会 令和4年12月13日(済)	→	専門部会 令和4年12月23日(済)	→	幹事会 令和5年1月30日(済)	→	協議会	→	決定日
	指示事項								

協議第30号

調整番号030-00「消防力整備計画」について

広域化後の施設の改築及び改修並びに消防車両、資機材の配備及び更新については、今後の人口推計や都市化の進捗など社会情勢の変化を見据えながら、消防力の強化とスケールメリットを目的とした消防力整備計画を広域化後早期に策定する。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	030
決裁区分	協議会

調整番号	030-00	専門部会	消防	作業部会	総務	調整項目	消防力整備計画
------	--------	------	----	------	----	------	---------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	総務課	総務課
根拠法令等			
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	更新計画 消防ポンプ自動車 15年 救急車 8年 救助工作車 15年 指揮車 15年 連絡車等 15年 はしご車 17年	更新計画 消防ポンプ自動車 15年 救急車 8年 救助工作車 15年 指揮車 15年 連絡車等 16年 はしご車 20年	更新計画 消防ポンプ自動車 14年 救急車 10年 救助工作車 14年 指揮車 14年 連絡車等 14年 はしご車 18年
課題	使用している消防車両や資機材の違いがあり、統一するまでに時間がかかる。		
検討調整結果 (計画掲載分)	広域化後の施設の改築及び改修並びに消防車両、資機材の配備及び更新については、今後の人口推計や都市化の進捗など社会情勢の変化を見据えながら、消防力の強化とスケールメリットを目的とした消防力整備計画を広域化後早期に策定する。		
広域化後の課題	連絡車等一定の効率化を図るため、消防力整備計画を検討していく必要がある。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			

協議調整状況	作業部会 令和4年12月13日(済)	→	専門部会 令和4年12月23日(済)	→	幹事会 令和5年1月30日(済)	→	協議会	→	決定日
	指示事項								

協議第31号

調整番号031-00「消防水利」について

水利施設の設置、維持及び管理に関して必要な事務は構成市町村の所管とする。

富田林市及び河内長野市は、市役所関係部局が初めて行う事務であるため、連携協力を図ることとする。

計画

大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	031
決裁区分	協議会

調整番号	031-00	専門部会	消防	作業部会	警防	調整項目	消防水利
------	--------	------	----	------	----	------	------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	警防課	警備救急課	警防課
根拠法令等	・柏原羽曳野藤井寺消防組合警防規程(平成30年9月21日規程第3号)第3節 消防水利(第10条、第11条)	・富田林市消防警防規程 ・消火栓の設置及び維持管理に関する協定書 ・消火栓及び防火水槽等使用に関する協定書	・河内長野市消防警防規定
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	各市が事務を行っている。	【富田林市】 消防本部が事務を行っている。  【太子町・河南町・千早赤阪村】 分署からの報告依頼等により、各町村が事務を行っている。	消防本部が事務を行っている。
課題	柏原羽曳野藤井寺消防組合については、「消防水利施設の設置、維持及び管理」に関する規定がないため、明確にしておく必要がある。富田林市・河内長野市については、これまで消防本部で実施していた事務であるため、相互の協力体制を確立する必要がある。現在、各本部で実施している定期的な点検等を、広域化後にどのように継続していくか調整が必要である。		
検討調整結果 (計画掲載分)	水利施設の設置、維持及び管理に関して必要な事務は構成市町村の所管とする。 富田林市及び河内長野市は、市役所関係部局が初めて行う事務であるため、連携協力を図ることとする。		
広域化後の課題	なし		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			



協議第32号

調整番号033-00「消防団との協力体制」について

消防団に係る事務は構成市町村の所管とし、広域化時の消防団の管轄・報酬等は現状のままとする。

各種訓練、行事等については、これまでの歴史や伝統、消防団とのつながりを考慮し、協力体制を継続していくことが望ましいため、消防本部及び各消防署が支援する。

広域化後に、各構成市町村の消防団担当部局へ組合職員を派遣する。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	033
決裁区分	協議会

調整番号	033-00	専門部会	総務	作業部会	総務	調整項目	消防団との協力体制
------	--------	------	----	------	----	------	-----------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課		
根拠法令等	-	・富田林市消防団条例 ・富田林市消防団の組織等に関する規則	・河内長野市消防団の設置等に関する条例 ・河内長野市消防団の組織に関する条例
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	・各市が事務を行っている。 ・一部行事については消防組合及び3市が合同で実施している。	【富田林市】 消防本部が事務を行っている。  【太子町・河南町・千早赤阪村】 各町村が事務を行っている。	消防本部が事務を行っている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏原羽曳野藤井寺消防組合については、柏原市・羽曳野市・藤井寺市の担当部局それぞれで消防団事務を執り行っているが、消防組合及び3市が合同で実施している行事があり、広域化後の行事のあり方について調整する必要がある。</li> <li>・富田林市・河内長野市については、これまで消防本部で実施していた事務であるため、相互の協力体制を確立する必要がある。</li> <li>・現在、各本部・各市町村で実施している出初式や表彰関係行事について、広域化後にどのように実施していくか調整が必要である。</li> </ul>		
検討調整結果 (計画掲載分)	<p>消防団に関する事務は構成市町村の所管とし、広域化時の消防団の管轄・報酬等は現状のままとする。</p> <p>各種訓練、行事等については、これまでの歴史や伝統、消防団とのつながりを考慮し、協力体制を継続していくことが望ましいため、消防本部及び各消防署が支援する。</p> <p>広域化後に、各構成市町村の消防団担当部局へ組合職員を派遣する。</p>		
広域化後の課題	なし。		
調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			

協議調整状況	作業部会 令和4年9月26日(済)	→	専門部会 令和4年11月1日(済)	→	幹事会 令和5年1月30日(済)	→	協議会	→	決定日
	指示事項								

協議第33号

調整番号034-00「消防団との連携」について

災害時の連携については、指令方法は指令センターから出動指令を行い、構成市町村の消防団全てに統一した方法とする。

現場活動については、管轄消防署が対応し、市町村担当部局が後方支援する。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	034
決裁区分	協議会

調整番号	034-00	専門部会	総務	作業部会	総務	調整項目	消防団との連携
------	--------	------	----	------	----	------	---------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課		
根拠法令等	・柏原羽曳野藤井寺消防組合警防規程	-	-
令和4年度予算 (千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	・指令センターから出動指令（電話及びメール）	<b>【富田林市】</b> ・指令センターから出動指令（電話、メール及び消防団車庫詰所へFAX） ・指令センターから第6・10分団出場時はタブレット遠隔サイレン吹鳴  <b>【太子町・河南町・千早赤阪村】</b> ・富田林市消防本部指令センターから出動指令（電話及びメール）	・指令センターから出動指令（電話、メール及び消防団屯所へFAX） ・指令センターから出動該当地区へサイレン吹鳴
課題	・各消防本部と消防団の関わり方について変化が生じるが、円滑な消防団活動が実施できるよう調整が必要である。 ・富田林市・河内長野市については、これまで消防本部で実施していた事務であるため、相互の協力体制を確立する必要がある。		
検討調整結果 (計画掲載分)	災害時の連携については、指令方法は指令センターから出動指令を行い、構成市町村の消防団全てに統一した方法とする。 現場活動については、管轄消防署が対応し、市町村担当部局が後方支援する。		
広域化後の課題	なし。		
調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			



協議第34号

調整番号035-00「災害対策本部との連携」について

災害対策本部との連携は、現在と同様の緊密な連携を維持する。市町村からの求めにより各災害対策本部に、消防長又は消防長が指名する消防吏員を派遣する。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書 (案)

項目番号	035
決裁区分	協議会

調整番号	035-00	専門部会	総務	作業部会	総務	調整項目	災害対策本部との連携
------	--------	------	----	------	----	------	------------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	警防課	警備救急課	警防課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法</li> <li>・柏原市羽曳野市藤井寺市地域防災計画</li> <li>・柏原羽曳野藤井寺消防組合警防規程</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法</li> <li>・富田林市地域防災計画</li> <li>・富田林市消防警防規程</li> <li>・富田林市消防本部非常警備計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法</li> <li>・河内長野市災害対策本部条例</li> <li>・河内長野市消防警防規程</li> </ul>
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	<p>(警防本部の設置)</p> <p>第21条 消防長は、消防活動を実施するため、消防本部に必要な応じ警防本部を置くものとする。</p> <p>(警防本部の任務及び組織)</p> <p>第22条 警防本部は、消防活動の方針の決定、部隊の運用、指令、指揮、災害情報の分析、災害調査、救急医療情報の収集、災害広報、報道広報及び関係機関との連絡調整を行なうことを任務とする。</p> <p>2 警防本部は、警防本部長、警防副本部長、警防本部長及び警防本部長が指定した職員をもって組織する。</p> <p>3 警防本部長は消防長、警防副本部長は次長、警防本部長は警防課長、総務課長、予防課長及び消防課長をもって充て、その任務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 警防本部長は、警防本部を統括する。</p> <p>(2) 警防副本部長は、警防本部長を補佐するとともに、警防本部長に事故あるときは警防本部長の職務を代行する。</p> <p>(3) 警防本部長及び警防副本部長に事故あるときは、署長を含め最上級者が警防本部長の職務を代行する。</p> <p>(4) 警防本部長に事故あるときは、関係各課の最上級者が警防本部長の職務を代行する。</p>	<p>富田林市災害対策本部が設置されれば、消防長は本部長として活動する。</p> <p>『富田林市消防警防規程』 (非常警備体制)</p> <p>第6条 消防長は、大規模な災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合において、緊急に消防隊等の強化及び効率的な消防活動の推進を図るため必要があると認めるときは、警備本部を設置することができる。</p> <p>2 警備本部の設置基準及び体制等は、富田林市消防本部非常警備計画に規定する。</p> <p>『富田林市消防本部非常警備計画』 (警備本部の設置基準)</p> <p>第2条 警備本部の設置基準は、別表に定める。 (警備本部の編成等)</p> <p>第5条 警備本部長は、消防長をもって充て、副警備本部長には、理事(署長を含む。)、次長又は次長代理のうち上位の者をもって充てる。</p> <p>2 警備本部の編成は、指令班、総務班、警備救急班、消防本署班及び消防分署班とし、班長と事務分担任は別表のとおりとする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第5条 警防活動を効果的に行うため、警防活動組織として消防本部及び消防署を次のように組織編成する。</p> <p>(1) 消防本部に警備本部を置き、警防活動を統括する。</p> <p>(2) 消防署に大隊本部を置き、警防活動を実施する。</p> <p>2 警備本部の組織及び任務分担任は別表第1のとおりとし、大隊本部の組織及び任務分担任は別表第2のとおりとする。 (本部長等の職務等)</p> <p>第6条 警備本部に本部長及び副本部長、班に班長及び班員を置く。</p> <p>2 本部長は、消防長とし、警備本部及び部隊を指揮統括し、警防活動の最終方針を決定する。</p> <p>3 副本部長は、消防本部の理事(理事を置かない場合には副理事、理事及び副理事を置かない場合には消防署長が兼ねる。)とし、本部長を補佐するとともに、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>4 班長は、課長とし、上司の命を受けて担当任務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>5 班員は、上司の命を受けて、担当任務を遂行する。</p>
課題	現在は各消防本部から災害対策本部へ消防長又は消防長が指名する消防吏員を派遣している。各市町村に職員を派遣するか課題となる。		
検討調整結果 (計画掲載分)	災害対策本部との連携は、現在と同様の緊密な連携を維持する。市町村からの求めにより各災害対策本部に、消防長又は消防長が指名する消防吏員を派遣する。		
広域化後の課題	なし。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			



協議第35号

調整番号036-00「防災部局との連携」について

各構成市町村の防災部局に職員を派遣することとし、防災、国民保護等について調整を図るとともに各市町村関係部局とより密接な連携体制を構築する。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書 (案)

項目番号	036
決裁区分	協議会

調整番号	036-00	専門部会	総務	作業部会	総務	調整項目	防災部局との連携
------	--------	------	----	------	----	------	----------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	消防総務課	危機管理課
根拠法令等	-	・各市町村防災会議条例 ・各市町村国民保護条例	・河内長野市防災会議条例 ・河内長野市国民保護協議会条例
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	消防長が各市防災会議や国民保護協議会等の委員となっており、連絡調整を図っている。三市危機管理部局に消防職員を派遣し、連携強化を図っている。	消防長は各市町村防災会議や国民保護協議会等の委員となっており、連絡調整を図っている。	消防長が防災会議や国民保護協議会等の委員となっており、連絡調整を図っている。
課題	各消防本部の消防長が委員となっているため、委員等の調整が必要となる。		
検討調整結果 (計画掲載分)	各構成市町村の防災部局に職員を派遣することし、防災、国民保護等について調整を図るとともに各市町村関係部局とより密接な連携体制を構築する。		
広域化後の課題	なし。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			

協議調整状況	作業部会 令和4年9月26日(済)	→	専門部会 令和4年11月1日(済)	→	幹事会 令和5年1月30日(済)	→	協議会	→	決定日
	指示事項								

協議第36号

調整番号037-00「消防協力団体との連携」について

消防協力団体との連携は、広域消防組織が継続して行うものとする。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	037
決裁区分	協議会

調整番号	037-00	専門部会	総務	作業部会	総務	調整項目	消防協力団体との連携
------	--------	------	----	------	----	------	------------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	消防総務課	消防総務課
根拠法令等	・柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部の組織に関する規則 ・執行機関の附属機関に関する条例 ・柏原羽曳野藤井寺消防組合救急業務推進審議会に関する規則	・富田林市防火協会規約	・各団体規約
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	<b>消防協力団体名：担当課</b> ・柏羽藤火災予防協会：予防課 ・婦人防火クラブ：予防課 ・幼年消防クラブ：警防課 ・救急業務推進審議会：警防課	<b>消防協力団体名：担当課</b> ・富田林市防火協会：予防課 ・富田林市幼年消防クラブ：警備救急課	<b>消防協力団体名：担当課</b> ・河内長野市防火協会：予防課 ・河内長野市防火協会危険物取扱者部会：予防課 ・河内長野市防火協会女性部：予防課 ・河内長野市幼年消防クラブ：予防課 ・河内長野市松ヶ丘婦人防火クラブ：予防課 ・河内長野市自衛消防隊部会：警防課 ・河内長野市警消連合協議会：消防総務課
課題	本部が統合されるため所管を変更する必要がある。また、負担金がある場合の支出方法が課題となる。		
検討調整結果 (計画掲載分)	消防協力団体との連携は、広域消防組織が継続して行うものとする。		
広域化後の課題	なし。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			

協議調整状況	作業部会 令和4年9月26日（済）	→	専門部会 令和4年11月1日（済）	→	幹事会 令和5年1月30日（済）	→	協議会	→	決定日
	指示事項								

協議第37号

調整番号038-00「補助金・交付金等」について

広域化前の消防本部で所管する補助金及び交付金等のうち、新組織の所管とするものについては、広域化前の金額を基本として新組織が引き継ぐ。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書 (案)

項目番号	038
決裁区分	協議会

調整番号	038-00	専門部会	財政	作業部会	財政	調整項目	補助金・交付金等
------	--------	------	----	------	----	------	----------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課・企画財政係	消防総務課	消防総務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏原市婦人防火クラブ規約</li> <li>・羽曳野市婦人防火クラブ規約</li> <li>・藤井寺市婦人防火クラブ規約</li> <li>・柏羽藤組合消防団協議会規約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富田林市自主防災組織補助事業要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河内長野市防火協会規約</li> <li>・河内長野市防火協会危険物取扱者部会規約</li> <li>・河内長野市防火協会自衛消防隊部会規約</li> <li>・河内長野市幼年消防クラブ規約</li> <li>・河内長野市松ヶ丘婦人防火クラブ規約</li> </ul>
令和4年度予算(千円)	1,200	4,300	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成3市婦人防火クラブ助成金</li> <li>・合同消防事業推進協議会負担金</li> <li>・消防団協議会負担金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自主防災組織育成補助金</li> <li>・自主防災組織運営補助金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火事業助成金</li> </ul>
課題	広域化することにより、各団体の組織体制や運営方針などの調整も含めて検討が必要となる。		
検討調整結果 (計画掲載分)	広域化前の消防本部で所管する補助金及び交付金等のうち、新組織の所管とするものについては、広域化前の金額を基本として新組織が引き継ぐ。		
広域化後の課題	補助金及び交付金は、その効果や社会情勢を踏まえ、定期的に見直しを行う。		
調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			

協議調整状況	作業部会	→	専門部会	→	幹事会	→	協議会	→	決定日
	-		令和4年11月2日(済)		令和5年1月30日(済)				
指示事項									

協議第38号

調整番号039-00「予算・契約等」について

原則、柏原羽曳野藤井寺消防組合の予算事務と契約事務を引き継ぐ。

具体的な運用については広域化までに調整する。

# 計画

## 大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	039
決裁区分	協議会

調整番号	039-00	専門部会	財政	作業部会	財政	調整項目	予算・契約等
------	--------	------	----	------	----	------	--------

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課・企画財政係	財政課・契約検査課・消防総務課	消防総務課
根拠法令等	・柏原羽曳野藤井寺消防組合財務規則 ・柏原羽曳野藤井寺消防組合長期継続契約に関する条例	・富田林市財務規則 ・富田林市長期継続契約に関する条例	・河内長野市予算事務規則 ・河内長野市会計事務規則 ・河内長野市契約事務規則 ・河内長野市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
令和4年度予算(千円)	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	・次年度予算要求については、11月に構成3市財政課長による査定を行い、1月に構成3市理事者による査定を行っている。 議会議決を経て決定された予算の分担金を構成3市から受入れている。 ・契約事務については、基本的には柏原羽曳野藤井寺消防組合で実施しているが、庁舎等の工事に関しては構成3市と基本協定を締結し事務委託を行っている。	・毎年10月下旬に次年度予算要望に関する財政課ヒアリングを実施。財政部局・理事者の精査を経て1月下旬に予算内示。 消防庁舎の維持管理等については市契約検査課を介して業者と長期継続契約を締結している。 ・太子町・河南町・千早赤阪村から消防事務委託にかかる常備消防費負担金を受け入れているが、本市予算に伴って負担額が決定されることから、毎年1回以上は各町村と連絡会議を開催し、予算と負担額について説明している。	・消防本部消防総務課、予防課、警防課の各課で予算執行している。 ・契約関係は、契約検査課へ依頼し、建築工事関係は、資産活用課へ依頼し、業務を行っている。
課題	・8市町村でどのような予算編成スキームで進めていくのか調整が必要である。 ・消防庁舎等の工事について、消防組合に専門的な職員がいないため、現在と同様に構成市へ事務委託するのか、新組織に設計・工事等に係る専門的な部署を作るのか、構成市町村から専門職員を派遣するのかなど検討が必要である。		
検討調整結果 (計画掲載分)	原則、柏原羽曳野藤井寺消防組合の予算事務と契約事務を引き継ぐ。 具体的な運用については広域化までに調整する。		
広域化後の課題	予算事務は持ち回り制、担当制、輪番制など、実施方法について継続的に検討が必要である。		
調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			

協議調整状況	作業部会	→	専門部会	→	幹事会	→	協議会	→	決定日
	-		令和4年11月2日(済)		令和5年1月30日(済)				
指示事項									

協議第39号

調整番号040-00「庶務」について

庶務業務の一元化により、人員の効率化、専門化を図る。

計画

大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）

項目番号	040
決裁区分	協議会

調整番号	040-00	専門部会	消防	作業部会	総務	調整項目	庶務
------	--------	------	----	------	----	------	----

団体名 (構成市町村)	柏原羽曳野藤井寺消防組合 (柏原市・羽曳野市・藤井寺市)	富田林市消防本部 (富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村)	河内長野市消防本部 (河内長野市)
担当課	総務課	消防総務課	消防総務課
根拠法令等	・柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部の組織に関する規則 ・柏原羽曳野藤井寺消防組合事務専決規程	・富田林市消防本部の組織に関する規則 ・富田林市消防事務専決及び代決規程	・河内長野市消防本部の組織に関する規則 ・河内長野市消防本部事務決裁規則
令和4年度予算 <small>(千円)</small>	-	-	-
実施方法	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施 <input type="checkbox"/> その他
現状	庶務業務は、3消防本部ともその多くが消防本部総務部門に属している。		
課題	なし。		
検討調整結果 (計画掲載分)	庶務業務の一元化により、人員の効率化、専門化を図る。		
広域化後の課題	なし。		
調整区分	<input type="checkbox"/> 存続 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止		
備考			

協議調整状況	作業部会 令和4年11月21日(済)	→	専門部会 令和4年12月23日(済)	→	幹事会 令和5年1月30日(済)	→	協議会	→	決定日
	指示事項								